

固定資産税軽減申告書

年 月 日

豊田市長様

納税義務者 住 所 _____

氏名(名称・代表者) _____

個人番号・法人番号 _____

電話番号 () -

豊田市市税条例附則第10条の3第10項及び第12項の規定により、下記のとおり申告します。

家屋所在地	豊田市		
家屋番号	番の 未登記		
種類	居宅・併用住宅(居住部分が1/2以上)・共同住宅		
床面積	. m ² (改修後の合計床面積が50 m ² 以上280 m ² 以下)		
人の居住の用に供する部分の床面積	. m ²		
建築年月日	年 月 日 (平成26年4月1日以前から所在する住宅)		
登記年月日	年 月 日		
熱損失防止改修工事が完了した年月日	年 月 日		
熱損失防止改修工事に要した費用	円(内補助金円) (国または地方公共団体からの補助金等を除き、60万円※1を超える場合が軽減の対象となります。)		
熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由			
軽減事由	住宅の熱損失防止(省エネ)改修工事を行ったため		

*市役所担当者記載用

熱損失防止改修工事 (省エネ改修工事) ※該当するものに○	①窓の改修工事 ②床/天井/壁の断熱改修工事 ③太陽光発電設備設置工事 ④高効率空調機設置工事/高効率給湯器設置工事/太陽熱利用システム設置工事 ※①の改修工事を含むことが減額の条件
改修助成制度利用の有無 ※該当するものに○	①利用有(制度名) ②利用無

※1①及び②の断熱改修にかかる工事費が60万超え、又は①及び②の断熱改修にかかる工事費が50万超えであって③の太陽光発電装置や④の高効率空調機、高効率給湯器若しくは太陽熱利用システムの設置に係る工事費と合わせて60万を超えること。

添付書類

- (1) 現行の省エネ基準に適合する改修工事が行われた旨を証する書類の原本
「増改築等工事証明書」(建築士・指定確認検査機関・登録住宅性能評価機関・住宅瑕疵担保責任保険法人が発行したもの)
- (2) 工事費内訳書（請求明細書）の写し（省エネ改修部分の工事の内容や費用が確認できる書類）
- (3) 省エネ改修工事施工箇所を記した図面（間取りの分かる平面図など）
- (4) 領収書の写し
- (5) 国又は地方公共団体からの補助金の決定通知書（補助金などの交付を受けた方のみ必要）
(例：豊田市エコファミリー支援補助金（住宅用エコ窓設置に対する補助）など)
- (6) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第6条、第9条又は第13条に規定する認定通知書の写し（省エネ改修工事が行われ認定長期優良住宅になった家屋のみ必要）